

補助対象事業及び補助協議単価等

1. 補助対象事業

(1) 既存介護施設等のスプリンクラー整備支援事業

平成18年5月29日付老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)の第2の2のアに定める事業

(2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

「実施要綱」の第2の2のイに定める事業

2. 補助協議単価

(1) 補助協議単価等については、それぞれ「実施要綱」の別表に定める交付基準単価に定めるものとする。

(2) 1.(1)の事業については、㎡単価による支援であることから、その補助対象面積については厳格に算定する必要がある。共有部分を有する複合型施設においては、その補助対象面積の算出方法等について、別紙2「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積の確認作業について」を確認の上、別添2「スプリンクラー設備等の整備に係る確認シート」を活用いただき、適切に補助対象面積を算出されたい。

3. 協議対象事業について

協議の対象については、「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象の確認作業について」(別紙2)、「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて」(別紙3)に沿って取り扱うこととし、先進的事業計画書(別添1)及び整備計画一覧表(別添3)に正確に記入の上、提出されたい。

スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象の確認作業について

■ 補助の目的及び補助対象施設種別

消防法施行令が改正され、平成 27 年 4 月から、小規模な特別養護老人ホーム等（延べ床面積 275 ㎡以下）についても、入所者の要介護度に関わらず、スプリンクラー設置が義務づけられました。平成 30 年 3 月までの経過措置期間中に未設置施設も整備できるよう、必要となる経費をハード交付金において支援を行ってきたところです。

ただし、有料老人ホーム等の以下の施設（※）については、避難が困難な要介護者を主として入居させるもの（定員のうち、要介護 3～5 の入居者が半数以上を占める場合）のみ義務づけられています。こうした施設については、入居者の重度化に伴い、将来的に設置が義務づけられるようになるため、引き続き、ハード交付金において支援が必要であるため、スプリンクラーの設置に向けて補助を行うものです。

（※）補助対象施設

- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 宿泊を伴うデイサービス
- ・ 生活支援ハウス等（生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事又は市町村長が特に必要と認めた施設を含む。）

■ 補助対象外施設

- ① 消防法施行令等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたものではないこと（市町村への協議時点で設置義務違反となっており、消防署等からの指導が入っているもの）
- ② 有料老人ホームについては、市町村への協議時点で届け出が完了していないもの
- ③ 宿泊を伴うデイサービスについては、「別添 3 整備計画一覧表」のうち、年間、月間の両方ともに利用人数実績（宿泊利用者／総数）が 5%を以下のもの

○提出の前に市町村において必ずご確認いただき、対象外の施設については協議にあげないようにしていただくよう、よろしくお願い致します。

<補助対象面積の確認作業について>

既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業を実施するにあたり、㎡単価による支援であることから、その補助対象面積については厳格に算定する必要があります。

つきましては、協議に際して、各階の平面図・求積図等の建物の各部分の面積が確認できる書類、その他必要な書類等の添付をお願いするとともに、別添2「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積確認シート」にご記入の上、ご提出ください。

なお、複合型施設における補助対象面積の確認手順については、以下にお示しするとおりです。

<複合型施設の場合の確認手順>

複合型施設における共有部分の面積の算定方法は、原則として、各施設の専有部分の面積比による按分とします。

- (1) 各施設の専有部分の面積及び共有部分（玄関や廊下、階段やエレベータ等）の有無を、平面図等の図面や事業所からの聞き取り等により確認する。
- (2) 建物の総面積から、各施設の専有面積及び補助対象外部分の面積を引き、共有部分の面積を確定する。
- (3) 面積比按分により、補助対象に含める共有面積を算定する。
- (4) 専有部分の面積に、(3)で算定した共有面積を足して補助対象面積を確定する。

<面積按分の仕方の例>

建物全体の総床面積 984.60㎡（3階建て）

1階：屋内駐車場	100.00㎡（補助対象外部分）
デイサービスセンター	228.20㎡（補助対象外施設：⑫）
2階：有料老人ホーム	192.80㎡（補助対象施設：④）
小規模多機能型居宅介護事業所	135.40㎡（補助対象施設：②）
3階：有料老人ホーム	328.20㎡（補助対象施設：④）

手順1：専有面積の確認

⑫ デイサービスセンター	204.60㎡
④ 有料老人ホーム	495.80㎡
② 小規模多機能型居宅介護事業所	117.30㎡

専有面積の合計 ⑫+④+②= 817.70㎡

手順2：共有部分の面積の確定

建物の総床面積 984.60㎡－専有部分の面積の合計 817.70㎡－

補助対象外部分（屋内駐車場）100.00㎡ = 共有部分の面積 66.90㎡

手順3：各補助対象施設にかかる共有面積の算出

④ 有料老人ホーム

共有部分の面積 66.90㎡×（有料老人ホームの専有面積

495.80㎡÷専有面積の合計 817.70㎡）= 40.56㎡

② 小規模多機能型居宅介護事業所

共有部分の面積 66.90㎡×（小規模多機能型居宅介護事業所の専有面積

117.30㎡÷専有面積の合計 817.70㎡）= 9.60㎡

手順4：各補助対象施設にかかる補助対象面積の確定

④ 有料老人ホーム

495.80㎡+40.56㎡=536.36㎡

小数点以下第一位を四捨五入し、536㎡

② 小規模多機能型居宅介護事業所

117.30㎡+9.60㎡=126.90㎡

小数点以下第一位を四捨五入し、127㎡

■記載要領について

1. 先進的事業整備計画書（別添1）

ア 「施設の種類」の欄は、ドロップダウンリストより選択すること。リストにない場合は、直接入力すること。

イ 「補助対象床面積（㎡）(a)」の欄は、小数点以下は四捨五入すること。

ウ 「交付基準単価（自動火災報知設備等を設置する場合）(c)」、「交付基準単価（消防機関へ通報する自動火災通報設備を整備する場合）(d)」、「交付基準単価（消火ポンプユニット等を設置する場合）(e)」の欄は、実施要綱別表に記載する単価の範囲内で必要な金額（※）を入力すること。

エ 「国土強靱化地域計画への記載」の欄は、ドロップダウンリストより「有」又

は「無」を選択すること。

オ 「対象経費の実支出（予定）額」、「交付（予定）額」の欄は、千円単位で記載すること。

カ 「交付（予定）額」の欄は、「算定基準による算定額」と「対象経費の実支出（予定）額」を比して、低い方の額を記載すること。また、小数点以下は切り捨てること。

(※) 必要な金額とは、見積書類等で確認できる金額と事業所側で申請された額の低いものを言う。

2. スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象面積確認シート（別添2）

ア 記入上の留意点に従って、施設単位で作成すること。

イ 対象となる施設が含まれている当該建物全体について、指定のとおり算出すること。

3. 整備計画一覧表（別添3）

ア 「施設の種類」の欄は、ドロップダウンリストより選択すること。リストにない場合は、直接入力すること。

イ 「補助対象床面積（㎡）（a）」の欄は、小数点以下は四捨五入すること。

ウ 「交付基準単価（1㎡あたり）（b）」の欄は、千円単位で記載すること。また、小数点第2位まで記載すること。

エ 「交付基準単価（自動火災報知設備等を設置する場合）（c）」、「交付基準単価（消防機関へ通報する自動火災通報設備を整備する場合）（d）」、「交付基準単価（消火ポンプユニット等を設置する場合）（e）」の欄は、実施要綱別表に記載する単価の範囲内で必要な金額を入力すること。また、千円単位で記載し、小数点以下は四捨五入すること。

オ 「国土強靱化地域計画への記載」の欄は、ドロップダウンリストより「有」又は「無」を選択すること。

カ 「交付予定額」の欄は、千円単位で記載すること。また、小数点以下は切り捨てること。

キ その他、記入上の留意点に従って記入すること。

4. 同一建物における複合施設について

同一の建物について、対象施設が2つ以上あるときは、それぞれについて所定の様式を記入し(**2部提出**)、協議の対象部分、対象経費が重複しないように留意すること。

■留意点

- ア 複数の施設が併設されている場合、面積比によらず、単純に施設数で割って共有面積を算定することは認められない。
- イ m^2 単価による支援であることから、会議室等の共有部分の設備の使用頻度や施設定員数で按分することも認められない。
- ウ 按分を行わず、共有部分の全ての面積を補助対象として申請することも当然認められない。
- エ 共有部分の面積が確認できなければ、市町村及び事業者の判断で、専有部分のみで申請することは差し支えない。
- オ 消火ポンプユニットを必要としないスプリンクラーの整備（水を使わない薬品による消火装置等）については、消火ポンプユニット分は対象外となる。
- カ 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）の他、見積書等、費用の算出根拠がわかる書類を添付するよう努めること。
- キ 消火ポンプユニット等の算定についても、按分を行う。（次の例を参照。）

例) 補助対象面積 500m^2 、補助対象外面積 300m^2 の複合型施設

(1) 消火ポンプユニット等の設置にかかる費用が3,000千円の場合

・消火ポンプユニット等

$$3,000\text{千円} \times 500\text{m}^2 / 800\text{m}^2 = 1,875\text{千円}$$

$$1,875\text{千円} \leq 2,320\text{千円} \text{のため、算定額 } 1,875\text{千円}$$

・スプリンクラー

$$9,26\text{千円} \times 500\text{m}^2 = 4,630\text{千円}$$

・協議額 $1,875\text{千円} + 4,630\text{千円} = \underline{6,505\text{千円}}$

(2) 消火ポンプユニット等の設置にかかる金額が5,000千円の場合

・消火ポンプユニット等

$$5,000\text{千円} \times 500\text{m}^2 / 800\text{m}^2 = 3,125\text{千円}$$

$$3,125\text{千円} \geq 2,320\text{千円} \text{のため、算定額 } 2,320\text{千円}$$

・スプリンクラー

$$9.26 \text{ 千円} \times 500 \text{ m}^2 = 4,630 \text{ 千円}$$

・協議額 $2,320 \text{ 千円} + 4,630 \text{ 千円} = \underline{6,950 \text{ 千円}}$

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて

1. 補助対象事業及び対象経費について

①耐震改修事業

②利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

※①②ともに協議一件につき総事業費の下限は80万円以上とする。

2. 補助基準について

(1) 上記1に定める事業のうち、①及び②については、次のすべてを満たすものを対象とする。

ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。

イ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したものではないこと。

ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのものではないこと。

エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたものではないこと。

オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業でないこと。

(2) 上記1に定める事業のうち、①については、(1)の条件に加え、次の条件を満たすものを対象とする。

・ 耐震診断の結果、倒壊のおそれがあると市区町村長が認めたもの。

(3) 上記1に定める事業のうち、②については、次の事業内容を補助対象とする。

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設

<p>(3) 避難経路等の整備</p>	<p>備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</p> <p>居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</p>
<p>(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修</p>	<p>①活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等</p> <p>②アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</p>
<p>(5) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修</p>	<p>消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備</p>
<p>(6) 消融雪設備整備</p>	<p>豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備</p>
<p>(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等</p>	<p>①都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</p>

<p>(8) 施設の改修整備</p>	<p>②緊急災害時用の自家発電設備の整備</p> <p>施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事</p>
<p>(9) その他施設における大規模な修繕等</p>	<p>特に必要と認められる上記に準ずる工事</p>

(注) 1 一定年数は、おおむね 10 年とする。

3. 申請の制限について

本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。

4. 提出が必要な添付資料について

下記の書類を添付すること。

- ア 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）
- イ 見積書

5. 記載要領について

(1) 先進的事業整備計画書（別添 1）

- ア 「施設の種類」の欄は、ドロップダウンリストより選択すること。リストにない場合は、直接入力すること。
- イ 開設年月日、建物の竣工年月日、協議対象となる部分の改築・改修年月日（該当ある場合のみ記載）の欄は、セルの書式設定を変更せずに、和暦で年月日を記載すること。
- ウ 開設年月日の欄は、当該施設における事業を開始した年月日（届け

出年月日)を記載すること。

エ 補助対象事業の種類欄は、ドロップダウンリストより①「耐震」又は②「老朽化」を選択すること。

オ 事業内容欄は、現在どのような危険があつて、当該事業によってどのような改善が見込まれるか、事業内容を具体的に明記すること。

カ 国土強靱化地域計画への記載欄は、ドロップダウンリストより「有」又は「無」を選択すること。

キ 総事業費、対象経費の実支出(予定)額、交付(予定)額は千円単位で記載すること。小数点以下は切り捨てること。

キ 交付基準単価欄は、施設の種類に応じて、ドロップダウンリストより補助単価 7,370(千円)又は 14,700(千円)を選択すること。

ク 対象経費の実支出(予定)額欄は、今回の協議における補助対象に係るそれぞれの対象経費の実支出額を入力すること。

ケ 交付(予定)額欄は、交付基準単価と対象経費の実支出(予定)額を比して、低い方の額を記載すること。

(2) 整備計画一覧表(別添2)

ア 「施設の種類」欄は、ドロップダウンリストより選択すること。リストにない場合は、直接入力すること。

イ 開設年月日、建物の竣工年月日、協議対象となる部分の改築・改修年月日(該当ある場合のみ記載)欄は、セルの書式設定を変更せずに、和暦で年月日を記載すること。

ウ 開設年月日欄は、当該施設における事業を開始した年月日(届け出年月日)を記載すること。

エ 補助対象事業の種類欄は、ドロップダウンリストより①「耐震」又は②「老朽化」を選択すること。

オ 事業内容欄は、現在どのような危険があつて、当該事業によってどのような改善が見込まれるか、事業内容を具体的に明記すること。

カ 国土強靱化地域計画への記載欄は、ドロップダウンリストより「有」又は「無」を選択すること。

キ 交付基準単価欄は、施設の種類に応じて、ドロップダウンリストより補助単価 7,370(千円)又は 14,700(千円)を選択すること。

ク 交付予定額は千円単位で記載すること。小数点以下は切り捨てること。

6. 留意事項

同一施設について、補助対象事業の種類が1. ①②両方にかかる場合は、それぞれの事業を区別し、見積り等を分けること。その際、①②の事業の対象部分が重複しないよう留意すること。